

## 令和5年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	39,213	戸
(2) 年間配水量	12,203,000	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	33,342	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	浄水場施設再構築事業	
	6,254,558	千円
	老朽管路更新事業	
	1,103,637	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益	2,120,331	千円	
第1項 営業収益	1,987,098	千円	
第2項 営業外収益	125,414	千円	
第3項 特別利益	7,819	千円	

	支	出	
第1款 水道事業費用	2,008,668	千円	
第1項 営業費用	1,724,480	千円	
第2項 営業外費用	228,064	千円	
第3項 特別損失	53,024	千円	
第4項 予備費	3,100	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額496,111千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入	7,196,359	千円	
第1項 企業債	5,047,300	千円	
第4項 補助金	2,149,059	千円	

	支	出	
第1款 資本的支出	7,692,470	千円	
第1項 建設改良費	7,463,497	千円	
第2項 企業債償還金	228,973	千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水場施設再構築事業	4,173,700千円	普通貸借	1.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(うち据置5年以内)の年賦又は半年賦とし、元金均等又は元利均等の方法により償還する。 ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
老朽管路更新事業	873,600千円			
計	5,047,300千円			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 198,724 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,484千円と定める。

令和5年2月15日提出

燕・弥彦総合事務組合  
管理者 燕市長 鈴木 力